

政令指定都市移行に伴う

# 区 制 素 案

～効果的、効率的な制度の構築に向けて～

平成20年1月

相 模 原 市

## 1 区制検討の基本方針

本市における区制のあり方（区割り及び区役所機能）については、次の方針に基づき検討を進めます。

- 各区において地域の個性や特徴を活かし、その発展性や将来性を見据えたまちづくりを進めます。
- 各区において市民に身近なサービスを総合的に提供します。
- 各区において市民との協働を進め、住民自治を促進します。
- 各区と市全体の調和を図りながら、効果的、効率的な行政運営を進めます。

## 2 区割り検討の基本的な考え方

区割り検討にあたっては、一般的な留意事項である、人口規模、歴史的事情、地形・地物、地域コミュニティ、既存の行政区域、効率性を考慮するとともに、「地域みらい研究プロジェクト」による「相模原市における都市内分権に関する研究」の最終報告書で示された考え方を基本とし、更に本市の特徴である以下の視点と合わせて、区の数をもとに3～4とする4つの試案を作成し、検討のたたき台とすることとしました。

### （1）拠点性

公共施設の集積度合いや市民の利便性などに優れた「橋本」、「相模原」、「相模大野」の3拠点のまちづくりを尊重します。

### （2）既存行政区域の尊重

行政区域として地域に根付いてきたコミュニティの単位である出張所区域及び津久井地域の各地域自治体の区域、保健福祉や土木などの既存行政圏域などを尊重します。

### （3）出張所機能との関連

旧相模原市域における出張所、公民館は、市民に身近なサービス提供施設であるとともに、地域活動の重要な支援拠点として充実した機能を有しており、交通が不便な地域の実情も考慮した中で市民にとっての利便性を低下させないため、その配置・機能はおおむね維持します。

### （4）効率性

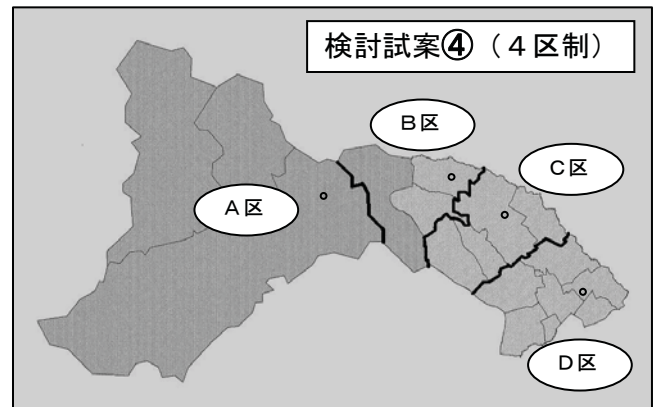
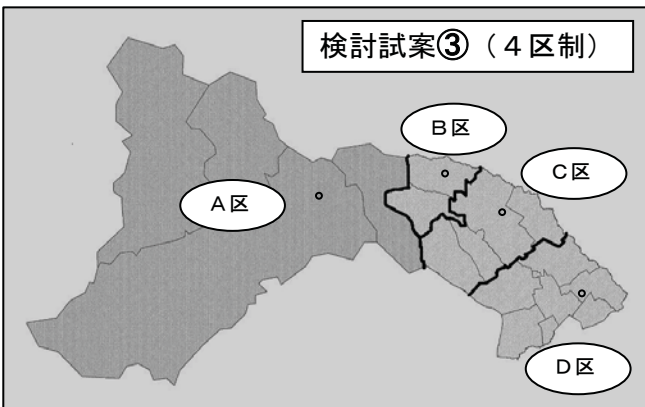
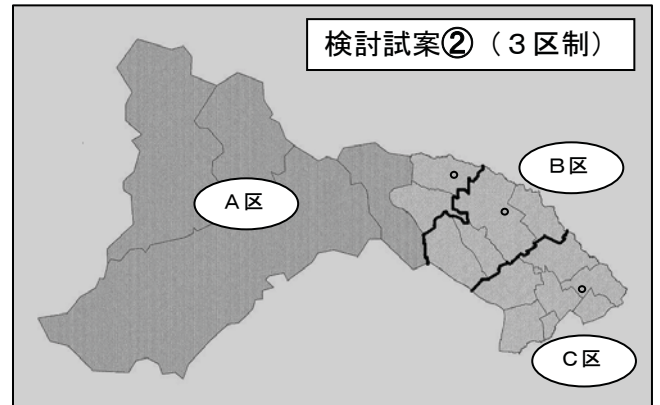
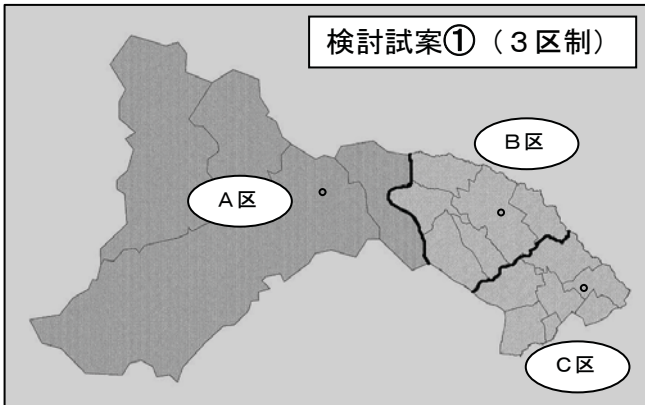
区役所新設に伴う財政負担を考慮し、可能な限り既存施設の活用を図ります。

### （5）将来のまちづくり

将来の都市交通ネットワークを踏まえた、まちづくりとしての一体性や土地利用及び水源地としての津久井地域が持つ自然や文化、歴史などの地域特性を考慮します。

### 3 区割り検討試案

区割り検討の基本的な考え方に基づき、次のとおり4つの検討試案を作成しました。  
この検討試案は、今後、市民説明会や意見募集での「たたき台」とします。



#### 【本案の考え方】

##### 《旧相模原市域》

- 保健福祉や土木など既存の行政区域を尊重し、2つに区分します。(試案①)
- 3拠点によるまちづくりや既存の行政区域を尊重するとともに、将来の都市交通ネットワークを考慮し、3つに区分します。(試案②③④)

##### 《津久井地域》

- 従来からの広域的つながりなどを考慮し、津久井地域で1つの区とします。(試案①③)
- 新市の一体性をなどを考慮し、橋本駅を拠点とする橋本、大沢地域に含め1つの区とします。(試案②)
- 水源地域としての共通した自然環境を持ち合わせている点などを考慮し、津久井町、相模湖町、藤野町で1つの区とします。(試案④)
- 旧相模原市域との地形的なつながりや生活圏などを考慮し、城山町を橋本、大沢地区に含め1つの区とします。(試案④)

### 4 区役所位置と整備の考え方

区役所は各行政区の中心となることから、市民の利用にあたっての利便性を考慮するとともに、区制施行による歳出の抑制の観点からも、可能な限り既存施設の活用を基本に検討します。

#### 《想定される区役所施設又は位置》

津久井総合事務所、橋本駅周辺、本庁舎、南合同庁舎

## 5 区割り検討における留意事項からの検証

留意事項	検討試案に対する検証
ア 人口規模	<p>市民に必要なサービスの総合的かつ効率的な提供という視点から人口規模を考慮します。</p> <p>1区あたりの人口規模は、一般的には15万人から20万人が望ましいとされていますが、近年、合併により政令指定都市となった先行市の状況では最少で約3.8万人、最大で約26.1万人となっています。</p>
	<p>○検討試案①のB区については、現状でも人口が36万人を超えており、先行市には例の無い規模です。</p> <p>○検討試案④のA区については、水源地域という視点に重きを置いています。現状でも人口が4.9万人と他の地域との差が大きく、将来的な視点と旧相模原市域とのまちづくりにおける融合（合併による一体性）という視点からの検討が必要です。</p> <p>○本市の場合、都市的機能を有する旧相模原市域と豊かな自然と水源を抱えた津久井地域では、生活環境や利便性などの面で大きな違いがあるため、単に人口バランスのみにとらわれず、歴史的事情や地域コミュニティなど他の視点も踏まえた総合的な検討が必要です。</p>
イ 歴史的事情	<p>それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過などを考慮します。</p>
	<p>○検討試案①③のA区については、津久井地域で一つの区として歴史的なつながりに重きを置いています。旧相模原市域とのまちづくりにおける融合（合併による一体性）という視点からの検討が必要です。</p>
ウ 地形・地物	<p>山林、河川、鉄道、主要道路等により区分される地域の一体性を考慮します。</p>
	<p>○旧相模原市域では、外縁部に位置するJR横浜線、国道16号、JR相模線、国道129号、小田急線などの地域の分断的要素や相模川の河岸段丘による地形的な違いなどありますが、現状での通勤・通学や日常生活における人の動きから、どの区割り案においても、地域の一体性の面で大きな影響は無いと考えられます。</p>
エ 地域コミュニティ	<p>旧町村や町字の区域は、地域の歴史的沿革を持ち、市政運営や日常生活の基礎となっています。また、自治会は、地域コミュニティの中心的組織として機能していることから、それらの区域はできる限り分断しないよう考慮します。</p>
	<p>○旧相模原市域の出張所と津久井地域の地域自治区を基本単位として設定していることから、どの区割り案においてもコミュニティの分断はありません。</p> <p>○町字の区域は、旧相模原市域の出張所区域との整合が図られていないところがあります。現状では大きな支障は出ていませんが、引き続き検討が必要です。</p>
オ 既存行政区域	<p>既存の行政区域については、可能な限り区役所の圏域や行政区域相互の整合を図るよう調整する必要があります。</p>
	<p>○保健福祉、土木、警察、消防などの既存行政区域を尊重した検討がされています。</p>
カ 効率性	<p>区役所新設の場合の建設費用や既存施設を活用した場合の改修費用、職員増に伴う人件費の負担増などについては、効率性の視点を踏まえて検討します。</p>
	<p>○想定している区役所の施設は、既存の公共施設を中心に検討しており、建設、改修にかかる経費の負担増も抑えられ効率的であると考えられます。</p> <p>また、区役所の位置は、周辺の商業や業務機能、交通アクセスの状況からみて利便性が高い場所で考えられています。</p> <p>○橋本駅周辺に想定する区役所も、効率性や利便性の視点による検討が必要です。</p> <p>○区役所は1区増えると、区役所の建設費や人件費の増加につながることから、効率性にも十分考慮した検討が必要です。</p>

は、検討の視点      は、検証の内容

## 6 区制施行に伴う業務の基本的な考え方

政令指定都市移行にあたっては、区制を活用することにより、市民に身近なサービスの充実を図ることが最優先の課題です。

このため、市の業務を「本庁－区役所・出先機関－総合事務所・出張所」の三層構造とし、直接市民を対象としたサービスについては、区役所を中心に、区のエリアで総合的に提供できる体制の整備を図ります。

また、区役所は、各区の特性を活かしたまちづくりに取り組み、市民と行政の協働を推進する拠点としての役割を果たすとともに、区内の各地域でのまちづくりの取り組みを積極的に支援しながら、各区の状況に応じた施策の展開を図ります。

### 【本庁（市役所）の業務】

- 政策企画・総合調整業務 … 企画、人事、財政をはじめ、福祉、産業、都市計画などの市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などの業務
- 広域・統一処理業務 … 災害対策や電算処理など、統一かつ集中的な処理が必要な業務
- 専門技術業務 … 建築確認や産業廃棄物指導など個別の専門性が必要なため、集約化が求められる業務

### 【区役所・出先機関の業務】 地域における行政サービスの拠点

- 総合サービス提供業務 … 市民に身近で総合的な窓口サービスの提供
- まちづくり推進業務 … 区内のまちづくりに関連する業務  
※地域政策に係る企画、調整を担う。

### 【総合事務所・出張所の業務】

- 住民自治支援業務（共通） … 総合事務所(出張所)エリアのまちづくり支援に関する業務
  - 窓口サービス業務（共通） … 市民に身近で基礎的なサービスの提供
  - 個別出先機関業務（総合事務所） … 市民に必要な個別行政分野サービスの提供
- \*旧相模原市域の出張所については政令指定都市移行後もその機能を維持します。

## 7 区役所・出先機関の業務について

区役所・出先機関は、区の政策企画や、人事、財政、庶務等の業務のほか、総合サービス提供業務及びまちづくり推進業務を担います。（図1）

### （1）総合サービス提供業務の内容

区で提供する窓口サービスは、区役所を中心に、出先機関と合わせて総合的に行います。

とりわけ、市民に身近な住民登録や戸籍、国民健康保険、年金等の業務については、市役所本庁と同様に区役所において全て手続きが完了するよう「ワンストップサービス」の体制を整備します。また、市民の利便性向上を図るため、土曜開庁の実施や主要駅への行政サービスコーナーの設置など、窓口サービス機能の充実を検討します。

また、区を単位とした総合的な市民相談体制を整備します。

## (2) まちづくり推進業務の内容

### ア 「(仮称)区民会議」の設置

それぞれの区が持つ資源や人材を活かしてまちづくりを進めるために、各区に「(仮称)区民会議」を設置し、市民と行政が常に各区の課題や方向性について協議を行う場を設けるとともに、区のビジョンを策定し、各区の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

区民会議は、次のような役割を担います。

#### (ア) 諮問答申機能

…行政の諮問について審議し、答申を行う機能

#### (イ) 地域意見集約・提言機能

…区内のまちづくりの課題等について、意見や要望をまとめ行政に提言する機能

#### (ウ) まちづくり事業促進機能

…区内の市民団体等によるまちづくり事業の促進

### イ 区の自主性を高める行財政システムの整備

区長が(仮称)区民会議との協働により、各区の特色あるまちづくりに取り組めるよう、区長の責務と権限を明確に位置づけるとともに、区で独自に執行できる予算を配分するなど、区の自主性を高めた行財政の仕組みを整備します。

#### (ア) 区長の責務と権限

…区長は区の運営方針を策定する責務を有します。

…区長は区における市政の代表者として、区内の事務事業等についての総合調整権限を有します。

#### (イ) 行財政システムの見直し

…庁議の見直し

区長の総合調整機能が発揮できるよう、市及び区等に常設の会議を設置します。

…予算要求システムの見直し

(仮称)区民会議の提案等に基づき、区で独自に実施する事業に対し予算を配分するとともに、区内で実施される本庁及び出先機関が行う事務事業に対する要求、査定過程に区長が関与する仕組みを整備します。

### ウ 地域の課題などを市政・区政に反映させる仕組みの構築

各地域の課題が区政や市政に的確に反映され、地域の声を反映した施策形成が行われるよう、「(仮称)まちづくり会議」の設置や「(仮称)地域政策担当」の配置により、地域に根ざした政策の形成や地域づくりへの支援などを総合的に推進する体制を整備します。(図2)

#### (ア) (仮称)まちづくり会議の設置

…地域の多様な意見を集約し、地域の課題や魅力等について協議

…協議結果について、行政施策への反映が必要なものは区民会議へ提言

…地域での取組が必要なものは、自治会やNPO等との連携により市民活動を促進

#### (イ) (仮称)地域政策担当の配置

…本市のまちづくりの基盤である22地域に(仮称)地域政策担当を配置

…行政分野ごとに縦割りで地域の施策を調整している体制を抜本的に見直すとともに、(仮称)まちづくり会議など地域の主体的な活動を支援

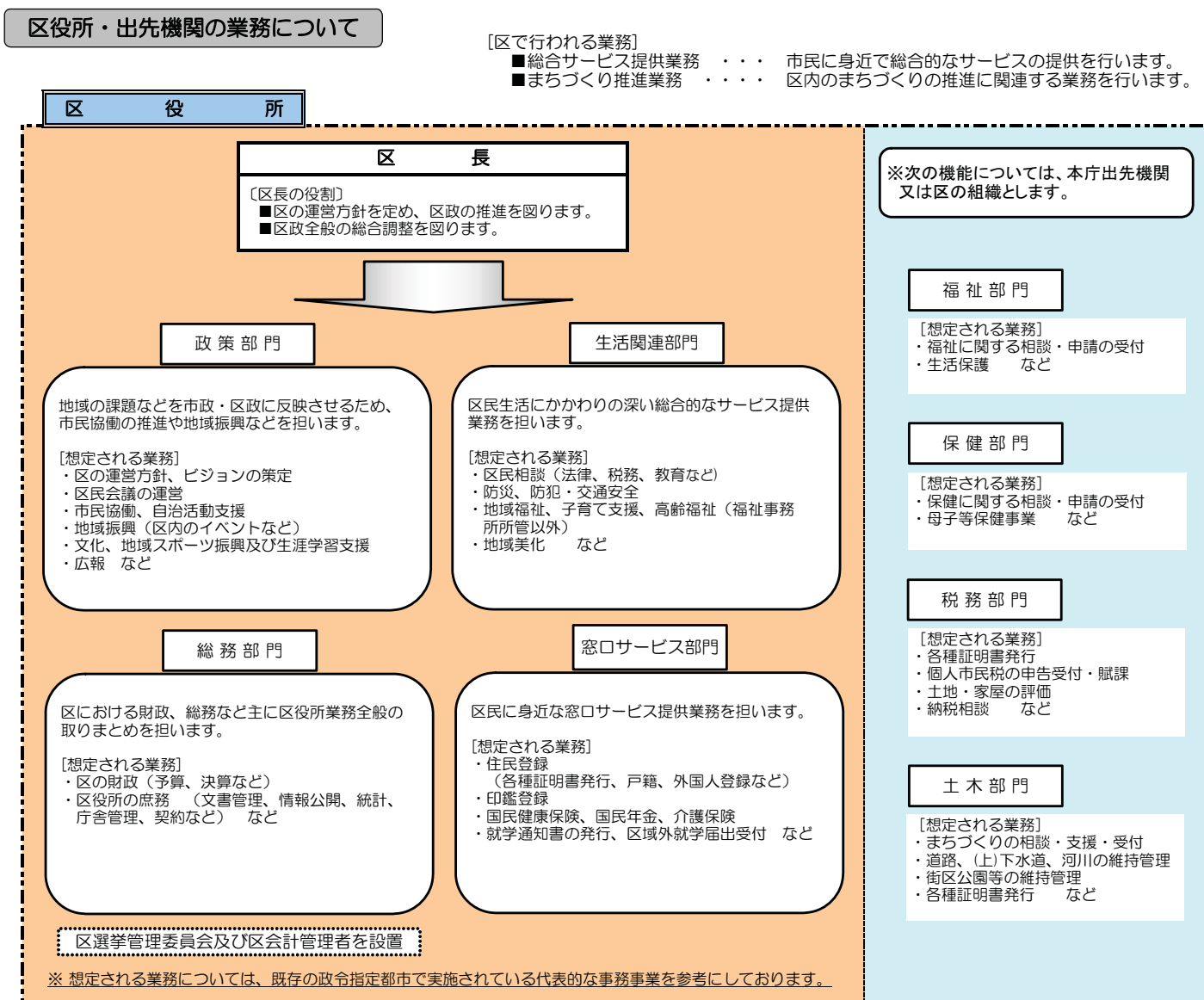
### エ 地域振興事業の実施

各区の活力につながる地域振興のための事業を行います。

### オ 身近な公共施設の維持管理

区役所・出先機関では、道路や公園など区民に身近な公共施設について、補修等に迅速に対応できるよう維持管理を行います。

図 1 : 区役所・出先機関の業務



**出張所及び連絡所**

〔基本的な考え方〕

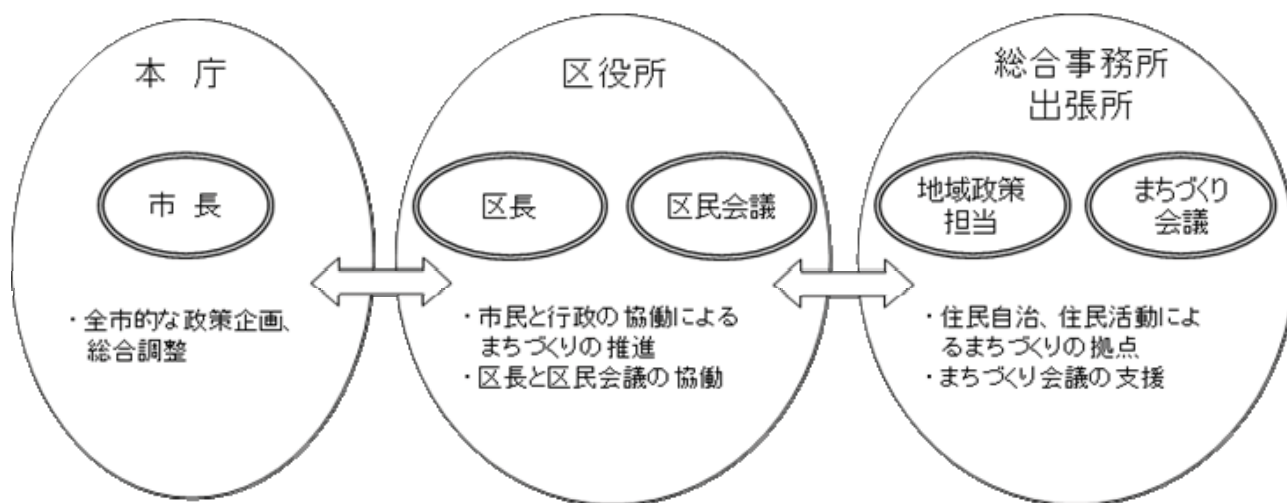
- 現在提供している行政サービスの機能を維持します。

**総合事務所** ※ 合併協議により旧津久井郡の4町に設置された事務所

〔基本的な考え方〕

- 市民生活や地域に関わりの深い地域振興、窓口サービス、保健福祉などの行政サービスの機能は維持します。
- 経済、環境などその他の機能については、津久井地域内における総合的な施策の推進や効率性の向上を図るため、統合や再編を検討します。

図 2 : 地域課題の市政・区政への反映イメージ



### (3) 効果的、効率的な区制の構築

区役所の設置に際しては、本庁を含む全ての各課・機関の業務、組織を精査するとともに、窓口サービス職場における再任用職員や非常勤特別職の活用等を行い、効果的、効率的な組織体制を目指します。

## 8 地域自治区について

地域自治区は、平成18年・19年の2か年にわたる津久井地域との合併協議の中で、合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として平成23年3月31日までを期間として設置されました。

新市全体の都市内分権のあり方については、平成23年4月を目途に検討し、検討結果が地域自治区や地域協議会の存続に影響を及ぼすときには、その設置期間等を変更する措置を講ずることとされています。

政令指定都市の移行は、本市が目指す都市内分権のあり方を最も効果的に実現する手法であり、区制により、区民会議（仮称）を中心とした区民と行政の協働によるまちづくりの仕組みや、各地域における（仮称）まちづくり会議の設置、（仮称）地域政策担当の配置など、自立・分権型のまちづくりを進める体制が整うこととなります。

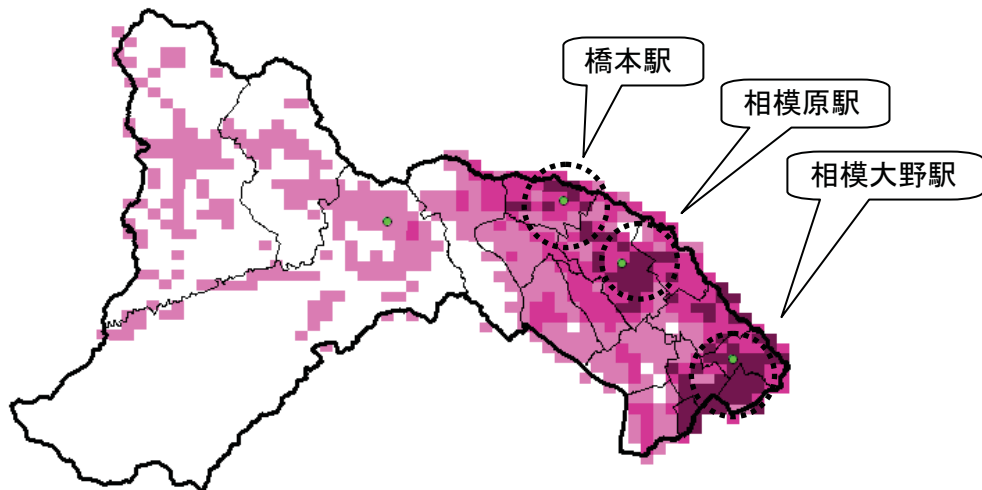
このため、津久井地域に置かれた地域自治区及び地域協議会についても、こうした体制による全市的な一律の制度への移行を基本に検討を進めます。

## 1 区割り検討における検証

### (1) 拠点性

#### ア 人口分布

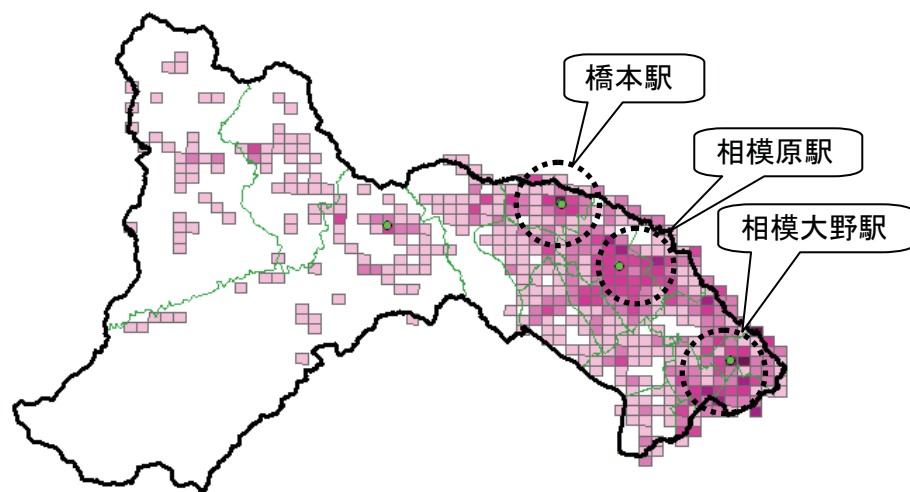
市域全体の人口分布の状況は、旧相模原市域ではおおむね3つの拠点を中心に広がりを見せています。



【H12国勢調査より】

#### イ 事業所分布

市域全体の事業所（卸売業、小売業）の分布状況は、旧相模原市域ではおおむね3つの拠点を中心に広がりをみせています。

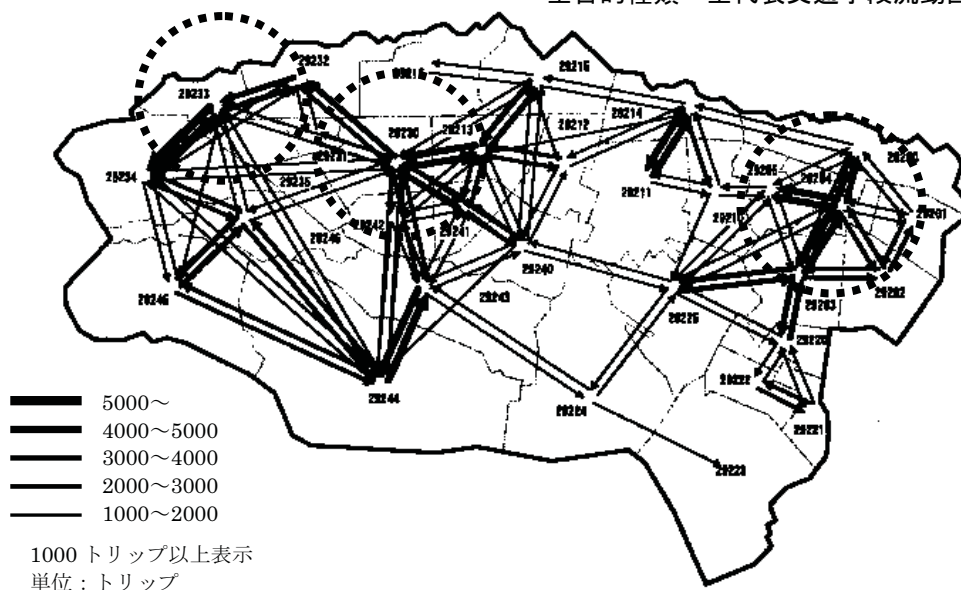


【H14商業統計調査より】

## ウ 人の動き

- ・旧相模原市域の人の動きをみると、おおむね3つの拠点を中心とした往来がみられます。

全目的種類・全代表交通手段流動図



- ・旧1市4町における人の動きをみると、次の状況が伺えます。

- 城山町・津久井町と相模原市とは、双方向で人の動きが多い。
- 相模湖町・藤野町は、八王子市への人の動きも多いが、それ以上に新市での内々流動が多い。

起点 \ 終点	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	八王子市	町田市	愛川町
相模原市	849,895	<b>10,638</b>	<b>8,021</b>	790	451	19,487	65,765	6,453
城山町	<b>10,814</b>	18,518	2,954	299	135	1,728	1,942	712
津久井町	<b>8,053</b>	3,152	<b>31,662</b>	1,773	911	1,366	520	857
相模湖町	857	416	<b>1,701</b>	<b>8,770</b>	1,142	1,539	284	0
藤野町	593	100	946	1,132	<b>12,929</b>	<b>1,744</b>	62	58

全目的・全手段のトリップ数(1市4町と周辺自治体)

【H10パーソントリップ調査より】

居住地別買い物行動の状況(日常利用の商業地域・商業施設)

単位：%

商業地・商業施設	居住地区別												
	橋本	大沢	本庁	大野北	上溝	田名	大野中	大野南	東林	相模台	相武台	麻溝	新磯
01. 橋本駅北側	49.3	19.3	7.3	0.5	9.3	5.1				0.7			
02. 橋本駅南側	19.4	5.3	1.3		4.1	1.0							
03. 東橋本	0.5	1.8	0.2										
29. 相原・二本松	19.4	4.4	0.2			1.0							
26. 大沢		39.5			3.1	5.1							
07. 淵野辺駅北側			1.1	26.1									
08. 淵野辺駅南側			0.9	6.5				0.5					
04. 相模原	0.5	5.3	23.2	1.1	5.2	3.1	1.0						
05. 西門		0.9	2.0	0.5	1.0	1.0							
06. 矢部			7.6	14.7				0.5					
21. 光が丘		0.9	5.6										
22. 星が丘			11.8	0.5	12.4				1.5		3.3		
25. 横山		0.9	4.7		1.0								
27. 相模原中央	0.5	1.8	10.9	0.5	6.2								2.3
28. 南橋本	1.5	1.8	3.1		1.0								
30. 相栄			0.7										
24. 上溝		0.9	0.7	0.5	39.2	4.1						1.6	
23. 田名		4.4			5.2	69.4							
09. 大野台			0.4	0.5			7.4	0.5					
10. 古淵		0.9	8.7	31.5	2.1	1.0	64.7	4.9	1.6	7.5	5.5	11.5	
11. 若松			0.2	0.5			7.4	0.5					
12. 相模大野駅北側			1.1	0.5	1.0		8.8	57.9	15.1	23.1	8.2	4.9	6.8
13. 相模大野駅南側			0.4				1.0	13.1	3.2	0.7			
14. 東林間駅東側								3.3	30.2				
15. 東林間駅西側			0.2						11.1				
17. 小田急相模原駅南側			0.7					0.5	16.7	13.4	4.1	1.6	
16. 小田急相模原駅北側			0.4				0.5	2.7	1.6	30.6	6.8	3.3	2.3
18. 相武台前 (座間市側除く)											30.1	1.6	11.4
19. 相武台団地										4.5	28.8		6.8
20. 原当麻			0.4	0.5	7.2	2.0				6.0	1.4	59.0	20.8

出典：平成18年度相模原市商業実態調査報告より

(2) 既存行政区域の尊重

市民生活に最も身近な行政サービスの提供施設は次のとおりです。

なお、具体的な圏域の区分にはそれぞれ異なる部分があるものの、基本的に大枠では同様の圏域設定になっています。

区 分	津久井地域	橋 本 駅 周 辺 地 域	相 模 原 駅 周 辺 地 域	相模大野駅 周 辺 地 域
保健福祉	城山、津久井、相模湖、 藤野の各福祉課及び 津久井保健センター	総合保健医療センター (ウェルネスさがみはら)  ※(仮)北部保健福祉セ ンターの設置を予定し ている。		南保健福祉 センター
土木事務所	城山、津久井、相模湖、 藤野の各建設課	本 庁		南土木事務所
消 防 署	津久井消防署 (城山を除く。)	北消防署	相模原消防署	南消防署
警 察 署	津久井警察署	北警察署	相模原警察署	南警察署

【保健福祉圏域、土木事務所受持区域】



【消防署受持区域】



【警察署受持区域】



### (3) 先行政令指定都市との出張所機能等の比較

本市の出張所は、市民への窓口サービス機能の面では、身近な行政サービスを幅広く提供しており、地域自治団体等との関係では、本市の出張所は先行市と比べても、地域活動の重要な支援拠点としての機能を果たしているといえます。

また、市の面積からみた施設の配置数からも、本市の出張所は市民により身近なところに配置されていることが伺えます。

#### 【先行市との出張所機能の比較】

区 分	相模原市	静岡市	堺市	新潟市	浜松市
移行年月日	—	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H19. 4. 1
人口(H19. 9. 1 現在の推計人口)	705, 539	710, 952	834, 553	812, 766	810, 368
面積(k m <sup>2</sup> )	328. 84	1388. 78	149. 99	726. 1	1511. 17
区の数	3~4(案)	3	7	8	7
出張所(又はこれに類すると思われる施設)	出張所 16	届出サービス センター 6	なし	出張所 14	市民サービス センター 44
戸籍事務	○	○		○	○
住民基本台帳事務	○	○		○	○
印鑑事務	○	○		○	○
埋火葬許可、斎場火葬炉の使用承認	○			○	○
各種証明の交付	○	○		○	○
軽自動車税に係る申告(廃止申告受付、標識の交付等)				○	○
診療依頼書の交付	○				
生活保護変更申請、慰問品の支給等				○	
国民年金(資格取得届書等の受理等)	○	○		○	○
児童手当(認定請求書の受理等)	○			○	○
幼児養育費に係る支給申請兼請求書の受理	○				
介護保険に係る資格証の交付等	○			○	○
老人保健医療に係る届出(医療受給証の交付申請、医療費の支給申請等)	○			○	○
医療費助成事業(医療証の交付申請受付、医療費の支給申請等)	○			○	○
高齢者に係る社会参加助成券、入浴券等の交付				○	○
身体障害者手帳の交付等				○	
療育手帳(交付申請等)				○	
国民健康保険(被保険者証の交付等)	○	○		○	○
母子健康手帳の交付	○				
し尿の処理に係る届出受付	○			○	
学齢児童及び生徒に係る就学すべき学校及び入学期日の通知の交付	○				
市民相談その他要望等の受付	○			○	
期日前投票及び不在者投票	○				
市税の収納事務	○			○	
市民税申告受付	○				
交通災害共済に関する事項				○	
地域自治団体等との連絡事務					
自治会	○			○	
社会福祉協議会	○				
民生委員児童委員協議会	○				
安全安心まちづくり推進協議会	○				
防犯協会	○				
消防団				○	

#### (4) 効率性

区役所として想定している既存施設等は、地域における拠点性や利便性の面からも望ましいといえます。

#### ア 拠点性

想定される区役所の位置は、属する出張所管内の人口からも地域の拠点となっています。

出張所別	世帯数	人口	備考
大野中	24,524	62,089	南合同庁舎
大野南	31,649	68,515	
麻 溝	6,153	17,636	
新 磯	4,432	12,795	
相模台	19,646	44,502	
相武台	9,173	21,104	
東 林	19,206	41,826	本庁
大野北	24,433	56,737	
本 庁	60,325	142,627	
上 溝	11,550	31,738	
田 名	10,535	29,926	橋本駅周辺
橋 本	29,792	69,822	
大 沢	11,351	31,750	
城山市民課	8,319	23,030	
津久井市民課・各出張所	9,972	28,243	
相模湖市民課	3,865	10,165	
藤野市民課	3,511	10,673	津久井総合事務所
総 数	288,256	703,178	

平成 19 年 4 月 1 日現在

#### イ 利便性

想定される区役所位置周辺の公共施設等は次のとおりです。

内 訳	本 庁		橋本駅周辺		南合同庁舎		津久井総合事務所	
	500m 以内	1km 以内	500m 以内	1km 以内	500m 以内	1km 以内	500m 以内	1km 以内
施設名								
警察署	○			○			○	
消防署	○		○		○			
郵便局	○			○	○		○	
保健福祉センター	○				○		○	○
ホール	○		○	○	○		○	
図書館			○		○			
消費生活センター		○	○		○			
県施設(合同庁舎等)	○				○		○	○
国 施 設	ハローワーク	○			○			
	社会保険事務所				○			
	税務署	○						
	法務局	○						
	裁判所	○						
検察庁	○							
救急病院	○	○	○		○		○	
金融機関	○2	○3	○5	○	○6	○	○3	○

※距離は、おおむねの直線距離、○横の数字は箇所数、○のみは1箇所を意味する。



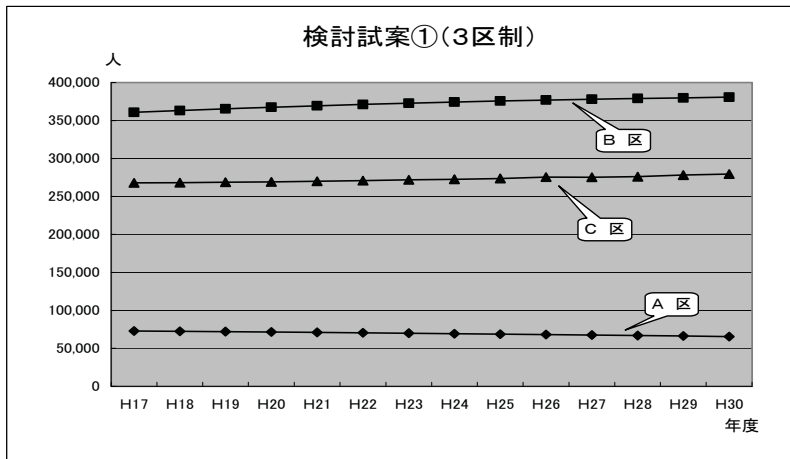
## 2 区割り検討試案の概要

区 分		対象区域(人口)		人 口	面積 (k m <sup>2</sup> )	区役所位置 (想定)
検討試案①	A区	城 山	23,030	72,111	238.44	津久井総合事務所
		津久井	28,243			
		相模湖	10,165			
	B区	藤 野	10,673	362,600	52.21	本庁と併設
		橋 本	69,822			
		大 沢	31,750			
		大野北	56,737			
		本 庁	142,627			
		上 溝	31,738			
	C区	田 名	29,926	268,467	38.19	南合同庁舎
		大野中	62,089			
		大野南	68,515			
東 林		41,826				
相模台		44,502				
相武台		21,104				
検討試案②	A区	麻 溝	17,636	173,683	253.81	橋本駅周辺
		新 磯	12,795			
		橋 本	69,822			
		大 沢	31,750			
		城 山	23,030			
		津久井	28,243			
	B区	相模湖	10,165	261,028	36.84	本庁と併設
		藤 野	10,673			
		大野北	56,737			
	C区	本 庁	142,627	268,467	38.19	南合同庁舎
		上 溝	31,738			
		田 名	29,926			
大野中		62,089				
大野南		68,515				
東 林		41,826				
検討試案③	A区	相模台	44,502	72,111	238.44	津久井総合事務所
		相武台	21,104			
		麻 溝	17,636			
		新 磯	12,795			
	B区	大野北	56,737	101,572	15.37	橋本駅周辺
		本 庁	142,627			
		上 溝	31,738			
	C区	田 名	29,926	261,028	36.84	本庁と併設
		大野中	62,089			
		大野南	68,515			
	D区	東 林	41,826	268,467	38.19	南合同庁舎
		相模台	44,502			
相武台		21,104				
麻 溝		17,636				
新 磯		12,795				
大野中		62,089				
検討試案④	A区	大野南	68,515	49,081	218.54	津久井総合事務所
		東 林	41,826			
		相模台	44,502			
	B区	相武台	21,104	124,602	35.27	橋本駅周辺
		麻 溝	17,636			
		新 磯	12,795			
	C区	橋 本	69,822	261,028	36.84	本庁と併設
		大 沢	31,750			
		城 山	23,030			
	D区	大野北	56,737	268,467	38.19	南合同庁舎
		本 庁	142,627			
		上 溝	31,738			
田 名		29,926				
大野中		62,089				
大野南		68,515				

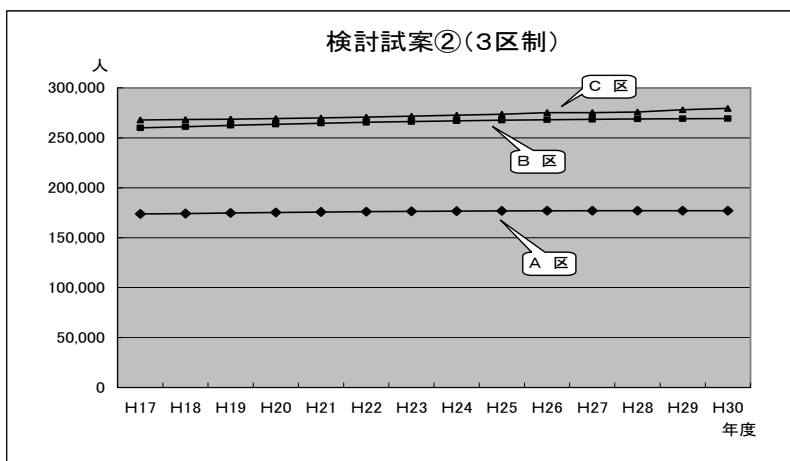
平成19年4月1日現在

### 3 将来人口推計

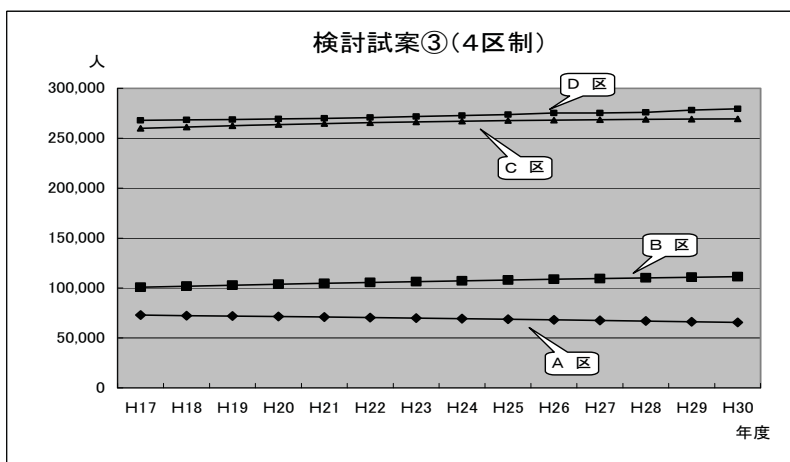
単位：人



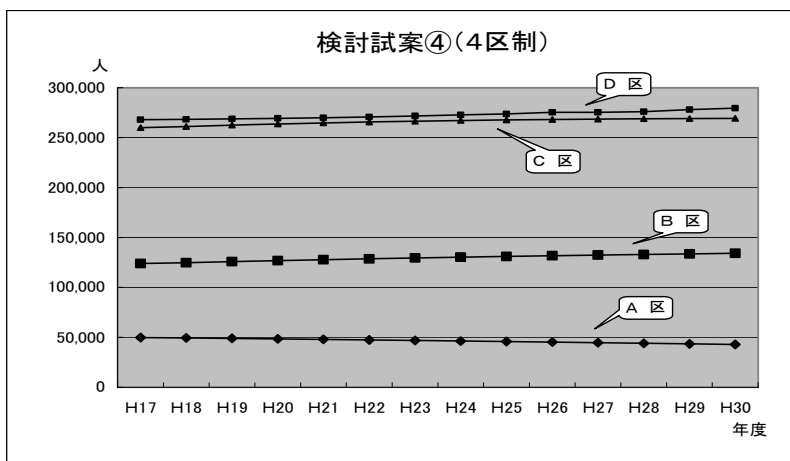
	H 2 2	H 2 5	H 3 0
B区	371,190	375,706	380,786
C区	270,777	273,637	279,461
A区	70,442	68,720	65,524



	H 2 2	H 2 5	H 3 0
C区	270,777	273,637	279,461
B区	265,552	267,639	269,358
A区	176,080	176,787	176,952



	H 2 2	H 2 5	H 3 0
D区	270,777	273,637	279,461
C区	265,552	267,639	269,358
B区	105,638	108,067	111,428
A区	70,442	68,720	65,524



	H 2 2	H 2 5	H 3 0
D区	270,777	273,637	279,461
C区	265,552	267,639	269,358
B区	128,655	131,011	134,120
A区	47,425	45,776	42,832

〔説明〕  
旧市内では緩やかな増加傾向がみられるものの、津久井地域のみで構成されるA区については、減少が予測されている。

出典：総合計画策定に係る主要フレーム(企画政策課)より

相模原市 企画財政局 企画部 政令指定都市推進課

〒229-8611 神奈川県相模原市中央2丁目11番15号

TEL : 042-769-8248 FAX : 042-768-4066

E-mail : seireishi@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ : <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>